

時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。前回に引き続いてインフルエンザについて書きます。インフルエンザワクチンの製造ではウイルスを鶏卵で増殖させて抗原を集めるのですが、最近のワクチンは4つのタイプのウイルス、つまりA(H1N1)pdm09とA(H3N2)のA型2種、B(山形系統)とB(ビクトリア系統)のB型2種、計4種のウイルスを使っています。このうちA(H3N2)として使われていたA/香港/4801/2014(X-263)というウイルス株は製造過程で抗原性が変化して予防効果が弱くなることが知られていました。昨シーズンは各国でA(H3N2)が流行したのですが、アメリカの報告では有効性が34%にとどまっていたとのことです。そこで今シーズンのワクチンではA(H3N2)として製造過程で抗原性の変化のない埼玉株というのを使うことにしたのですが、製造効率が非常に悪いことが判明し、結局従来の株を使ったワクチンが製造されています(この変更がワクチン不足の原因でした)。つまりA(H3N2)が流行した場合にはワクチンがあまり効かない可能性があります。A(H1N1)pdm09やB型2系統についてはこのような予防効果の劣化はないようです。

では今年は何のタイプが流行するのでしょうか。ここ数年はA(H1N1)pdm09とA(H3N2)が1年ごとに交代して流行していて、昨年が後者でしたので今年は前者の順番かとも思われます。しかし中国では昨シーズンに続いてA(H3N2)が流行していますので日本でそうなるかもしれません。国立感染症研究所のデータでは今のところA(H1N1)pdm09がやや多いようですが流行のピークはこれからですのでまだはつきりしません。なお、B型も発生していてこちらは山形系統です。



イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

◆1月20日(土) こーる・にこっと♪新春スマイルコンサート

【こーる・にこっと♪の皆さん】

◆1月27日(土) クラシック室内楽演奏コンサート

【アンサンブル・コマエドの皆さん】



お知らせ

◆シーダ・ウォークホームページの「活動の紹介」ページにてアニマルセラピーの活動紹介を掲載しましたので、是非ご覧ください。

栄養科より今月の一押しメニュー



元旦には黒豆・栗きんとんなどおせち盛り合わせ、2日は魚の粕漬け焼き、茶碗蒸し、3日はちらし寿司にイクラを添えてご用意する予定です。お料理でお正月をお楽しみいただければと思います。また、1/7の朝食は七草粥、1/11のおやつにお汁粉(鏡開き)と、これからも季節感を大切にしながら栄養バランスの良い食事を皆様にご用意させていただきます。食は健康の源です。しっかりと食事を取り元気にお過ごしください!!

車いすを無料で貸出します

車いすを通院に使いたい
自宅に外泊するときに使いたい
旅行するのに使いたい
ケガが治るまでの間、貸してほしい

シーダ・ウォークでは短期間(1カ月まで)車いすを使いたい方に無料貸出をしています。(杉並区の社会福祉協議会の車いす貸出拠点となっています)

シーダのご利用がなくても、高齢者でなくても、杉並区の方であれば貸出できます。

(利用される方もしくはご家族が杉並区の方が対象です。杉並区以外にお住まいの方は、それぞれの自治体の社会福祉協議会にお問い合わせください。)

くわしくはシーダ・ウォーク事務室までご連絡ください。
(03-5311-6262)



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

新聞折込チラシと消費者契約法上の「勧誘」

クロレラを原料とした健康食品を販売するにあたり、新聞折込チラシを使っていた業者がありました。チラシには、クロレラには免疫力を整え細胞の働きを活発にするなどの効用があるという見解や、クロレラを摂取することにより高血圧・腰痛・糖尿病等の様々な疾病が快復したという体験談など、眉唾ものの事実が記載されていました。

こうした怪しげなチラシを真に受けて契約を結んでしまった人をどのように保護するのかは結構難しい問題でした。

消費者契約法という法律で事業者から契約の「勧誘」を受けるにあたり、重要な事項について事実と異なることを告げられたり不確実な事項について断定的な判断を提供されたりした消費者は、契約を取り消すことができるとされています(消費者契約法4条参照)。

しかし、立法当初、行政は「勧誘」の意義について、広告やチラシの配布など不特定多数に向けられた働きかけは「勧誘」には含まれないと理解していました。こうした行政解釈を逆手にとり、怪しげなチラシをまいて荒稼ぎをする業者は後を絶ちませんでした。

しかし、冒頭でお話したクロレラの事案について、最高裁は「事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが…「勧誘」に当たらないということとはできない。」という判断を示しました(最三小判平29. 1. 24判時2332-16)。広告やチラシの配布を受けて契約を結んだだけの人であったとしても、そのことから一律に消費者契約法上の保護を受けられなくなるわけではないということです。

消費者の利益を不当に害する事業の根絶に向けて、法律や判例は日々アップデートを重ねています。従来は救済が難しかったとしても、今現在の判例法理に基づいて考えれば何とかなることも十分あり得ます。一度消極的な見解を示された方でも、時間をおいてセカンドオピニオンを求めてみれば、違った見解と巡り合える可能性があります。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

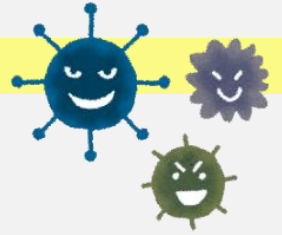
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年12月25日発行 vol.127 編集:島田・新井・高村

インフルエンザについて

インフルエンザってどんな症状がでるの？



● 急な高熱/悪寒

インフルエンザの場合「急に」38度を超える高熱になります

● 全身の症状

体の節々の痛み、筋肉痛、倦怠感が現れます

● 呼吸器系の症状は最初は少ない

咳やくしゃみ、鼻水などの症状は、風邪に比べて初期症状として現れにくいという特徴があります

※ 症状には個人差があります。

インフルエンザが疑われる場合は、必ずマスクを着用して病院を受診しましょう

インフルエンザかな？と思ったら...

1

医師の指示にしたがった治療を受ける

2

安静にして休養をとる！睡眠大事

3

水分を十分にとる

4

二次感染を防ぐマスクの着用
手洗い・うがいの徹底！

5

外出を控える
職場や学校に行かない

※受診について

発症してから12～48時間に検査を受けるのがベストです



シーダ・ウォークでのインフルエンザ対策は...？

● 予防策

- ・ 全職員、マスク着用・手洗いと手指消毒の徹底を行っております
- ・ 「インフルエンザウイルスは施設内に持ち込ませない！」を目標に日々のケアを行っております

● インフルエンザの感染が確認された場合

- ・ インフルエンザ陽性またはインフルエンザの疑いのある入居者に対して：居室のみでの対応とすることで感染拡大の予防を徹底しています
- ・ 医師の診察にて、必要時に抗インフルエンザ薬を内服していただきます
- ・ 感染の拡大がみられた場合：ご家族様へ面会の制限をかけさせていただく場合もあります

● ご家族様へ：ご協力をお願いします

インフルエンザと診断されたご家族様や、風邪など体調不良を自覚されているご家族様は、面会をご遠慮ください
ご理解とご協力をお願い致します

